

# 一 私と更生支援のかかわり

## 1 弁護士として

- ・ 刑事弁護を通じて、  
高年齢者・障害者の再犯の連鎖を認識
- ・ 更生支援の必要性を痛感し、町弁として活動

## 2 国会議員として

“行動する国会議員”として  
司法と福祉の連携を訴え、精力的に活動



5

## 3 社会福祉士として

- ・ 2007年、社会福祉士の資格を取得
- ・ 日本社会福祉士会、  
リーガルソーシャルワーク委員会  
の立ち上げに携わる



## 4 篤志面接委員として

- ・ 播磨社会復帰促進センターの  
初代篤志面接委員として活動
- ＊ 無料法律相談の実施
- ＊ 収容者の療育手帳取得に奮闘



6

## 二 明石市における更生支援のポイント

- 1 **目的** 本人のため、家族のため、まちのため
- 2 **対象** すべての人 かつ その人  
(ユニバーサル) (個別性)
- 3 **主体** まちのみんな (関係機関を含む)
- 4 **時期** いつでも、ずっと
- 5 **内容** 一般的な行政サービス + 一定の配慮
- 6 **方法** 連携 と アウトリーチ と 関係者の理解  
(つなぐ) (ささえる) (ひろげる)
- 7 **視点** 本人目線

7

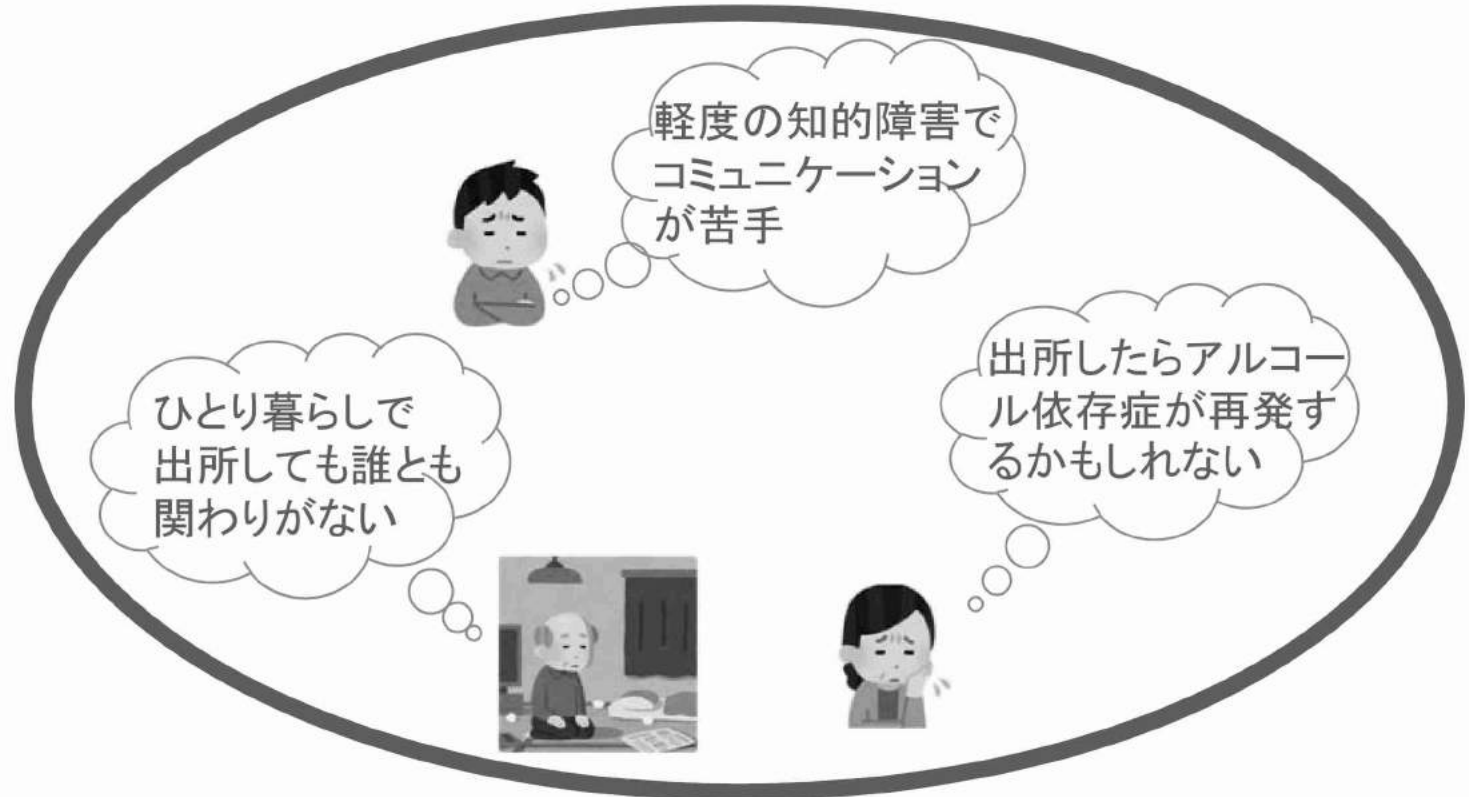
### 1 目的

本人のため、家族のため、まちのため



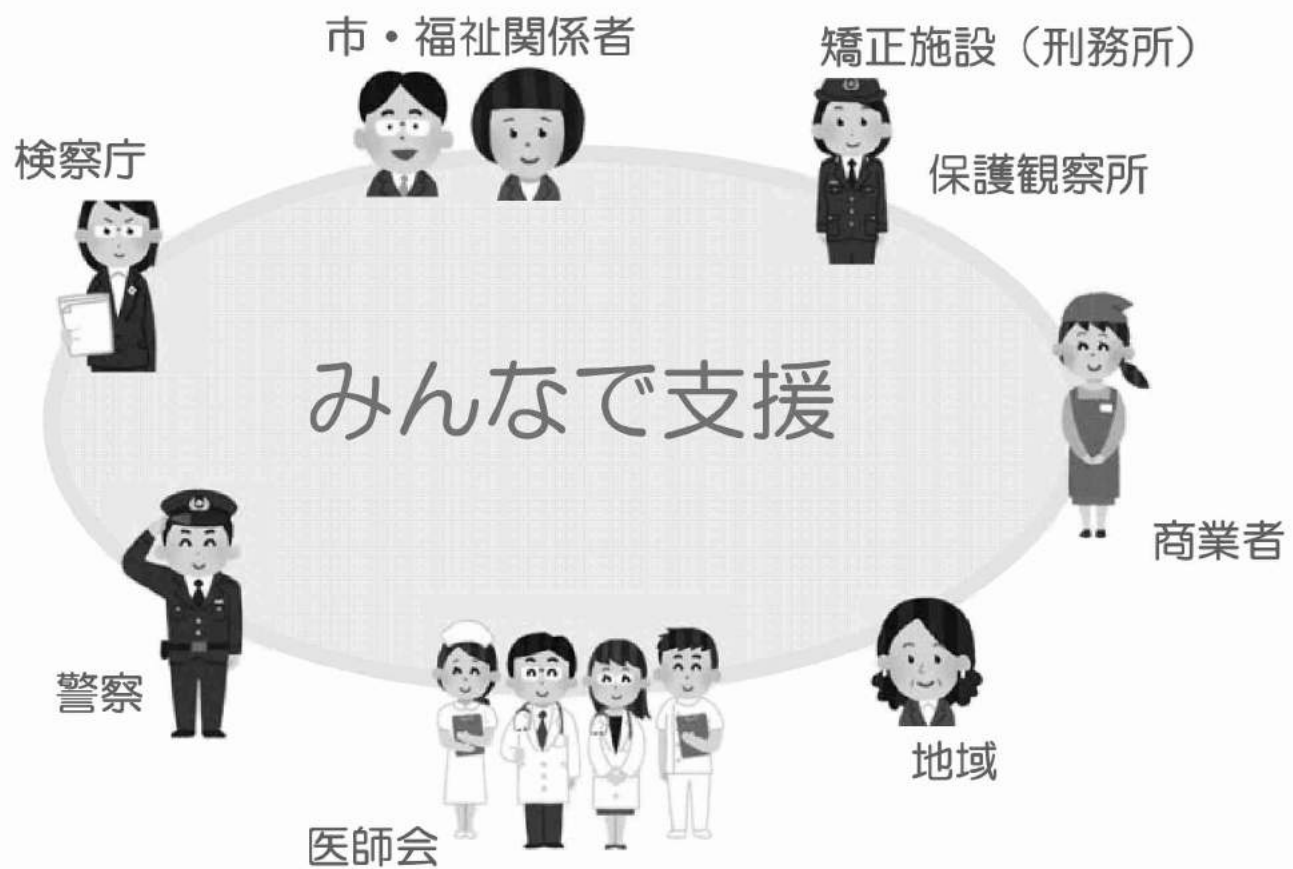
8

## 2 対象 すべての人 かつ その人 (ユニバーサル) (個別性)



すべての人の、それぞれの事情に応じて支援

## 3 主体 まちのみんな (関係機関を含む)



## 4 時期 いつでも、ずっと



11

## 継続的支援のコーディネート

主に、以下の3つの側面からの支援を行い、  
対象者の地域社会復帰をサポート

### ① 福祉的支援

障害福祉、介護サービス、生活保護等  
福祉サービスにつなぐ

### ② 就労支援

関係機関や民間企業と連携し、  
就労を支援

### ③ 地域的支援

保護司や民生児童委員  
地域の関係者と連携

12

## 5 内容

一般的な行政サービス + 一定の配慮

既存の行政サービスを、事案に応じて提供

- ・ 発達診断および障害者手帳の申請の支援
- ・ 介護保険の要介護認定申請の支援
- ・ 福祉／介護／医療サービス受給への支援
- ・ 日中の居場所支援
- ・ 就労支援
- ・ 法定後見制度の活用（保佐など）
- ・ 生活保護の同行申請
- ・ 帰住先／定住先確保の同行申請



など

13

## 6 方法



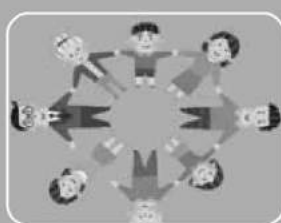
連携（つなぐ）

- ・ 関係機関によるネットワーク構築



アウトリーチ（ささえる）

- ・ 継続的支援のコーディネート



関係者の理解（ひろげる）

- ・ 市民への啓発（講演会、パネル展示）

⇒ 取り組みの**三本柱**（※詳細は後述）

14

## 7 視点 本人目線

“再犯防止”は他者目線

⇔“更生支援”は本人目線

### 【取り組みの理念】

**更生** : やり直す

**甦** : 生まれかわってやり直す



## 明石市の取り組み



## 三 取り組みの三本柱

- 1 つなぐ  
ネットワーク化
- 2 ささえる  
個別面談支援・手続支援
- 3 ひろげる  
広報紙・フェア、イベント

17

## 明石市の地理的特徴



市内に刑務所など刑事関係施設が多く存在している

18





## ネットワーク連絡会議 構成団体（1）

### 【司法・矯正機関等】10団体

神戸地方裁判所明石支部（オブザーバー）／神戸地方検察庁明石支部  
兵庫県明石警察署／神戸刑務所／加古川刑務所  
播磨社会復帰促進センター／神戸保護観察所／神戸少年鑑別所  
更生保護法人神戸学而園／法テラス兵庫

### 【専門職団体】4団体

県弁護士会／県社会福祉士会  
県精神保健福祉士協会／県臨床心理士会

### 【関係団体・支援機関】4団体

手をつなぐ育成会／明石ともしび会  
明石市基幹相談支援センター  
明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

### 【県機関】2団体

地域生活定着支援センター／障害福祉課

21

## ネットワーク連絡会議 構成団体（2）

### 【社会を明るくする運動明石地区推進委員会構成団体】 7団体

保護司会／更生保護女性会／民生児童委員協議会  
連合まちづくり協議会／連合PTA／明石市  
社会福祉協議会

### 【医療機関】2団体

明石市医師会／明石市立市民病院

### 【就労支援機関】4団体

明石公共職業安定所／障害者就労・生活支援センターあくと  
明石商工会議所／商店街連合会

### 【民間支援団体】4団体

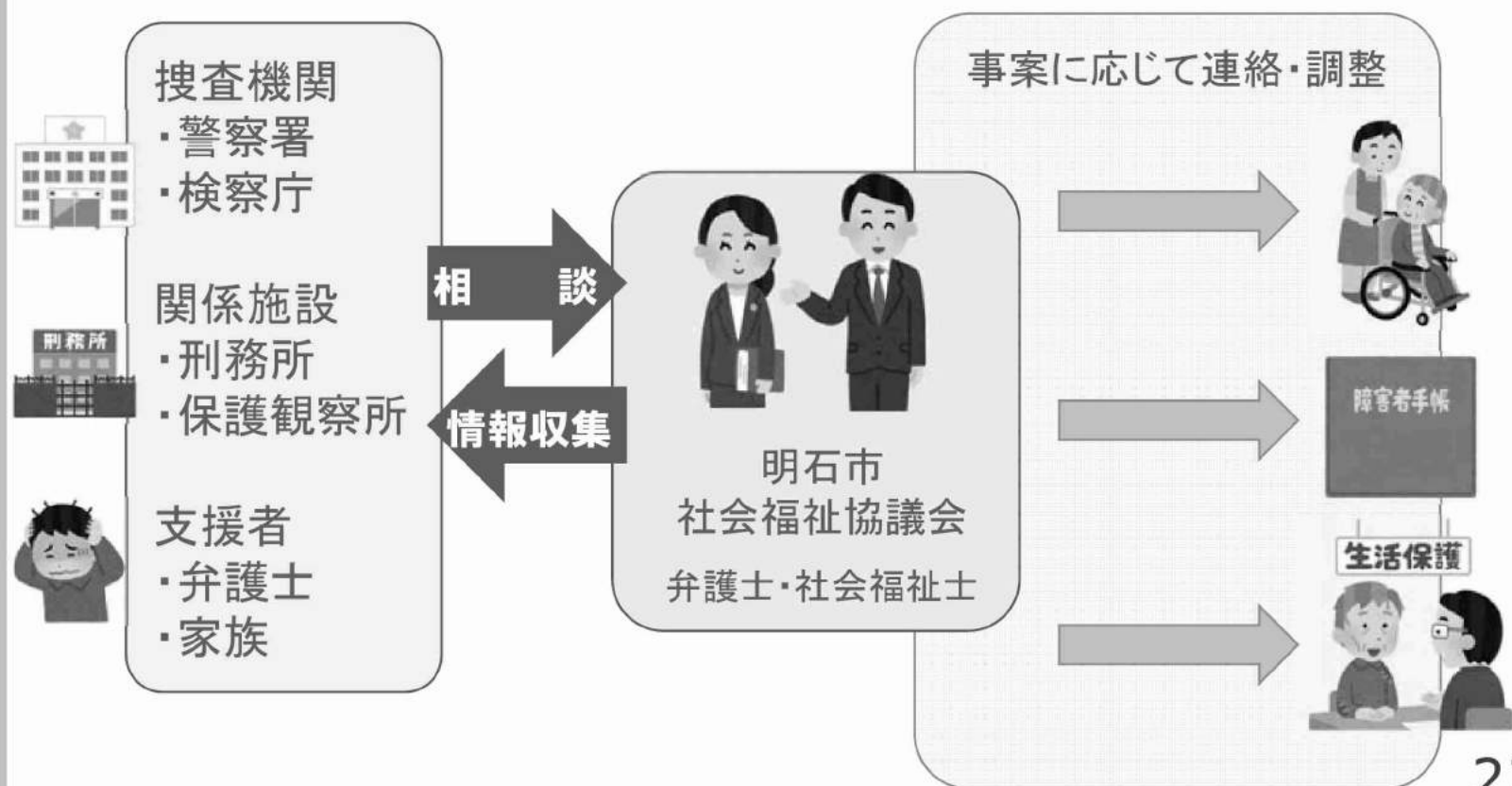
チェンジングライフ／神戸の冬を支える会／チーム風  
神戸ダルクヴィレッジ

計37団体

22

## 2 ささえる 個別面談支援・手続支援

弁護士職員・社会福祉士職員が対象者と面談し、支援に必要なアセスメント・コーディネートを実施



面談の結果、一人ひとりに必要とされる支援を判断し、申請手続を支援

例えば…

介護サービスが必要だが、手続きができていない

高齢者

高年介護室  
地域総合支援  
センター



障害者手帳の申請ができていない

障害者

障害福祉課  
基幹相談支援  
センター

障害者手帳

仕事ができず  
お金がない

生活困窮者

生活福祉課

生活保護



## 事例紹介 I（捜査段階からの支援ケース）

### 1 支援のきっかけ

▷ 検察官が、障害を持っている可能性のある（障害者手帳は所持していない）被疑者（40代・男性）がいると、市役所へ相談

### 2 支援の内容

#### ① 警察署での面談

職員が警察署で面会したところ、自閉傾向がうかがわれ、支援を決定

#### ② 心理検査

保釈後に心理検査を実施したところ、軽い知的障害があり、福祉的支援を行うことに

25

## 事例紹介 I（捜査段階からの支援ケース）

#### ③ 施設見学

面談での様子等をふまえ、Aさんに合いそうな就労支援施設を紹介し、職員も同行して見学

### 3 支援の結果

▷ 執行猶予の判決後に手帳の発行を受け、就労支援施設にまじめに通い、訓練にはげんでいる



26

## 事例紹介Ⅱ（出所前からの支援ケース）

### 1 支援のきっかけ

- ▷神戸刑務所が、出所後に帰る家無く、高齢者施設への入所を希望する受刑者（60代・男性）がいると、市役所へ相談

### 2 支援の内容

#### ① 市職員による面談

職員が刑務所で面談したところ、「アルコールへの依存があり一人暮らしは心配。見守りがある施設で生活したい。」と希望

- ▷高齢者施設の職員に面談を依頼



27

## 事例紹介Ⅱ（出所前からの支援ケース）

#### ② 高齢者施設の職員による面談

高齢者施設の職員が刑務所に足を運んで面談し、身体の様子や今までのアルコールの飲み方について聞き取り、施設への入所が決定

#### ③ 出所後のフォローアップ

出所日に出迎えを行い、身の回りのものを揃え、施設へ入居。1か月後にも、市職員が施設に行き、トラブルがないか聞き取り

### 3 支援の結果

- ▷施設の行事を楽しんだり、リハビリを兼ねてお茶出しをするなど落ち着いた生活ができている

28

### 3 ひろげる 広報紙・フェア、イベント 「広報あかし」で更生支援について特集



広報あかし 2018.6.15号

## 「あかし更生支援フェア」の開催

講演：江川 紹子 氏（ジャーナリスト）



＜市民の声＞

もっとこういう取り組みを  
広げていってほしいし、  
頑張ってほしい。

明石はリーディングシティ！  
これからの取り組みにも期待しています

## 「矯正展」の開催

- ・ “あかし更生支援フェア”において、“えきまえ矯正展”を同時開催
- ・ 市役所ロビーでも、定期的開催



31

## 四 全国初の条例化に向けて

- 1 制定の意義
- 2 検討会の設置
- 3 素案のポイント
- 4 制定のスケジュール

32

# 1 制定の意義

(仮称)

**明石市更生支援及び再犯防止に関する条例**

⇒今年度の制定を目指して準備中

## ・なぜ今？

国の再犯防止推進法の成立 (2016. 12)

再犯防止推進計画の閣議決定 (2017. 12)

## ・なぜ基礎自治体？

更生支援の取り組みは基礎自治体の当然の責務

## ・なぜ条例？

議会の承認を得て制定

⇒ 安定的・継続的な施策推進が可能に

33

# 2 検討会の設置

## 検討過程も重要

⇒関係者ととともに協議し理解を深めることで  
強固な連携体制を構築

## 構成員

学識経験者・弁護士・市民活動団体  
社会福祉法人・関係行政機関

## それぞれの立場からの熱い議論



前千葉県知事 堂本 暁子さん  
(オブザーバー)

検討会で展開された更生支援、そして再犯防止推進法の本質に迫る真剣な議論に感動しました。

その結果を踏まえて作られた条例は、全国のモデルになると確信しています。

34

### 3 素案のポイント

- ① **市の責務**  
誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり
- ② **地域における共生**  
対象者も地域の構成員の一人となれるよう
- ③ **関係機関等の連携**  
行政・司法・地域・福祉等の連携が必要

35

### 4 制定のスケジュール

- 2018年 1月 第1回条例検討会の開催
- 3月 第2回条例検討会の開催
- 5月 第3回条例検討会の開催
- 7月 意見公募手続の実施
- 10月 第4回条例検討会の開催（予定）
- 12月 **市議会に条例提案**（予定）
- 2019年 4月 **条例施行**（予定）

36



# 五 更生支援に関する取り組み

## 犯罪被害者等支援



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
ギョットちゃん

### 被害者支援と更生支援は「車の両輪」

#### 「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」

- ▷ 総合的支援（相談／生活／経済的）
- ▷ 犯罪被害者への  
賠償金立替支援金制度（上限300万円）の創設 全国初
- ▷ 二次被害防止を明記
- ▷ 再提訴支援
- ▷ 真相究明支援

## 明日被害に遭うかもしれない

### 「すべての市民」のためのセーフティネット施策



明石市議会は20日、犯罪被害者やその遺族を支援する条例の改正案を賛成多数で可決した。加害者が支払うべき損害賠償金を支援金として立て替えて払いできることを盛り込んでおり、来年4月1日に施行する。市による、自治体の立替入金制度は全国で初という。

被害者らに30万円まで支給できる現行の条例を改正して、故意の犯罪で被害者が死んだり重慶の障害を負った場合、訴訟などで確定した賠償金のうち上限300万円までを市が立て替えて払いできる。立て替えた金は、加害者に請求。また、介護や一時保育などの費用も補助する。

条例改正では、被害者支援団体などとの意見交換を続けてきた。可決後に市役所で会見

#### 犯罪被害者支援条例改正案を可決



可決した条例改正案について感想を述べる被害者団体のメンバー—明石市役所で

した全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事代行、林成平さん（60）は「こうした条例が全国の標準になることを強く望む」と期待した。同会副代表幹事で、神戸連続児童殺傷事件で次男を亡くした土師守さん（67）も「立て替えた金以外でも苦痛に遭った条例」と評価した。【駒崎英樹】

#### 損害金を立て替えて替え

明石市、自治体で全国初



## 六“やさしい社会”を明石から

“やさしい社会”とは・・・

お互いに 助けあい 支えあう

“あたりまえ”の社会



39

## 明石モデルの全国発信

### 1 こどもを核としたまちづくり（未来）

- ▷ 経済的負担の軽減
- ▷ 環境の整備・充実



### 2 セーフティネットの充実（安心）

- ▷ すべてのこどもたちをまちのみんなで応援
- ▷ 障害者が暮らしにくいのは行政の責任

40

# 1 こどもを核としたまちづくり(未来)

## ① 経済的負担の軽減

- ・ こども医療費
  - ・ 保育料 (第二子以降)
  - ・ 公共施設入場料
- の無料化



明石駅前再開発ビル内  
親子交流スペース「ハレハレ」

▷ 人口・出生数の増加促進

## ② 環境の整備・充実

- ・ 保育所受入枠の拡大
- ・ 中学校給食の市内全校実施
- ・ 本のまちの推進(日本一の本のビル)

▷ こどもの成長をサポート

# 明石市のこども総合支援



## 2 セーフティネットの充実(安心)

### 全国初の“あたりまえ”の施策

- ・ 離婚時のこども養育支援
- ・ 無戸籍児への総合支援
- ・ 障害者配慮条例（合理的配慮への助成）
- ・ 犯罪被害者への賠償金立替制度
- ・ 更生支援事業 …などなど

支援が必要な人に、必要な支援を

43

…その結果

今、明石が熱い！ 5つのV字回復 

- 1 来る人も ⇒ 交流人口4割増
- 2 住む人も ⇒ 定住人口5年連続増
- 3 赤ちゃんも ⇒ 出生率・出生数の回復
- 4 税収も ⇒ 個人市民税6億円増
- 5 まちの笑顔も ⇒ 地域経済活性化

44

# まちの好循環システムの確立へ



45

## 七 さいごに

### 更生支援は、基礎自治体の責務

“やさしい社会”を明石から



ご清聴ありがとうございました



46

## 講演

「これからの地域生活定着支援センターの  
役割について」

きたおかけんごう  
北岡賢剛 氏

(全国地域生活定着支援センター協議会会長)

### プロフィール

平成13年4月 社会福祉法人オープンスペースれがーと理事長  
平成19年4月 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団理事長  
平成24年4月 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク顧問  
平成25年4月 公益財団法人糸賀一雄記念財団理事  
平成26年4月 一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会副会長  
社会福祉法人グロー理事長

# 閉 会

## 【閉会あいさつ】

全国地域生活定着支援センター協議会 理事

岩手県社会福祉事業団 常務理事兼事務局長 朽木正彦

MEMO



平成30年度全国地域生活定着支援センター協議会

## 北海道・東北ブロックセンター研修会

(平成30年度岩手県地域生活定着支援研修会)

- 発行日 平成30年10月15日
- 編集・発行 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団  
岩手県地域生活定着支援センター  
〒020-0633 岩手県滝沢市穴口 203-4  
☎019-601-6066 fax019-641-7460
- 印刷 永代印刷株式会社  
〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡 1丁目8-30  
☎019-636-0011 fax019-636-0099

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

関東・甲信越ブロック研修会

## 「罪を犯した障害者・高齢者等の包括的支援に向けて」

開催日：2018年12月18日（火）・19日（水）

会場：つくば国際会議場

平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業

**<平成30年度 厚生労働省社会福祉推進事業>**  
**一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック**  
**平成30年度 専門研修会 開催要綱**

**テーマ「罪を犯した障害者・高齢者等の包括的支援に向けて」**

**1. 開催趣旨**

厚生労働省と法務省の共同事業として、平成21年度から「地域生活定着支援事業」が開始され、罪を犯した障害者・高齢者の社会復帰支援が行われるようになりました。事業開始から現在まで、高齢者施策では「地域包括ケア」の推進、障害者施策では「サービス等利用計画」の作成、困窮者支援施策では「生活困窮者自立支援法」の施行など、厚生労働省関連施策も目まぐるしく変化しているところです。一方、法務省関連施策においても「刑の一部執行猶予制度」、「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行など、新しい法律や制度の施行も始まっています。このような情勢のなか、多職種、多機関との連携がますます重要なものとなってくると考えられます。

本年度は「罪を犯した障害者・高齢者等の包括的支援に向けて」をテーマに、対象者が地域社会でその人らしく生活していくため、関係機関の連携や支援者の支援技術の向上を目的に、関東・甲信越ブロック研修会を開催することとなりました。

地域生活定着支援センター及び関係機関を対象とした本研修会が、支援の輪を広げ、対象者のより自立した生活に寄与することを期待し、関係機関、団体、事業所等の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

**2. 主催**

全国地域生活定着支援センター協議会

**3. 日時**

平成30年12月18日（火）PM1:00 ～ 12月19日（水）正午

**4. 会場**

つくば国際会議場（茨城県つくば市竹園2-20-3）

第1日目 【全体会】1F 多目的ホール 【情報交換会】1F レストランエスポワール

第2日目 【分科会】1F 大会議室101・102

**5. 定員**

【全体会・分科会】200名（2日間とも） 【情報交換会】100名

**6. 参加対象者**

地域生活定着支援センター職員・福祉関係者・保健医療関係者・司法関係者・更生保護関係者・行政関係者・その他、関心のある方

## 7. 参加費

【全体会・分科会】無料（2日間とも）

【情報交換会】5,000円

※尚、駐車料金、交通費、宿泊費は自己負担でお願いします

## 8. プログラム

<第1日目：全体会（1F 多目的ホール）>

時間	プログラム	内 容
12:00～13:00	受付	
13:00～13:10	開会挨拶	茨城県保健福祉部福祉指導課人権施策推進室長 村田裕二 氏
13:10～13:40	行政報告①	厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 熊坂洋三 氏
13:40～14:10	行政報告②	法務省保護局観察課 調査官 調子康弘 氏
14:10～14:30	休憩	
14:30～16:00	基調講演	毎日新聞社 論説委員 野沢和弘 氏 『罪に問われた障がい者・高齢者の実情と今後の課題』
16:00～16:20	休憩	
16:20～17:00	活動報告	茨城県における地域生活定着支援センター活動報告
17:00～17:10	総括	水戸保護観察所 所長 小林孝幸 氏
17:10～17:15	閉会挨拶	全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック ブロック長 木内英雄
17:15～17:20	事務連絡	
17:20～18:00	解散・移動	
18:00～20:00	情報交換会	（会場）レストランエスポワール

<第2日目：分科会（1F 大会議室 101・102）>

時間	プログラム	第1分科会（1F 大会議室 101）	第2分科会（1F 大会議室 102）
9:00～ 9:30	受付	分科会ごとに受付	
9:30～11:45	分科会	『当事者の語りから学ぶ』 生活を立て直していくためにどんな困難があったのか等、矯正施設を出所して地域社会に戻ってきた人からお話を伺います。当事者の語りの中から、福祉の支援者としての関わり方を学びます。	『機関連携のアプローチと各支援者の思い』 地域生活定着支援センターが関わった事例を通して、地域の関係機関それぞれの役割を活かした支援のあり方について、参加者の皆さんと考えていきます。
11:45～12:00	閉会	分科会ごとに振り返り・まとめ・閉会	
12:00	終了・解散		

<平成30年度 厚生労働省社会福祉推進事業>  
 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック  
 「罪を犯した障害者・高齢者等の包括的支援に向けて」

— プ ロ グ ラ ム —

時 間	内 容
13:00～	<b>開 会 挨 拶</b> 開会挨拶 茨城県保健福祉部福祉指導課人権施策推進室 室長 村田 裕二 氏
13:10～	<b>行 政 報 告 ①</b> 厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 熊坂 洋三 氏
13:40～	<b>行 政 報 告 ②</b> 法務省保護局観察課 調査官 調子 康弘 氏
14:10～	休 憩
14:30～	<b>基 調 講 演</b> 『罪に問われた障がい者・高齢者の実情と今後の課題』 毎日新聞社 論説委員 野沢 和弘 氏
16:00～	休 憩
16:20～	<b>活 動 報 告</b> 茨城県地域生活定着支援センター センター長 酒寄 学
17:00～	<b>総 括</b> 水戸保護観察所 所長 小林 孝幸 氏
17:10～	<b>閉 会 挨 拶</b> 全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック ブロック長 木内 英雄

## 【開 会 挨拶】

茨城県保健福祉部福祉指導課人権施策推進室 室長 むらた ゆうじ 村田 裕二 氏

## 【行政報告①】

厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 くまさか 熊坂 ようぞう 洋三 氏

# 地域生活定着促進事業の 現状と課題等について

平成30年12月18日  
厚生労働省  
社会・援護局総務課 熊坂洋三

1

- 1 地域生活定着促進事業の沿革
- 2 本事業の概要
- 3 本事業の実績
- 4 本事業の課題
- 5 本事業をとりまく状況

2



# 1 地域生活定着促進事業の沿革

平成15年 『獄窓記』

平成18年度 『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』

～20年度 →次のような点が示される



犯罪をした知的障害者の主な罪名は軽微（窃盗等）

受刑中に、出所後の福祉的支援につながる調整なし

釈放後に、支援が受けられず⇒生活苦から再犯し受刑

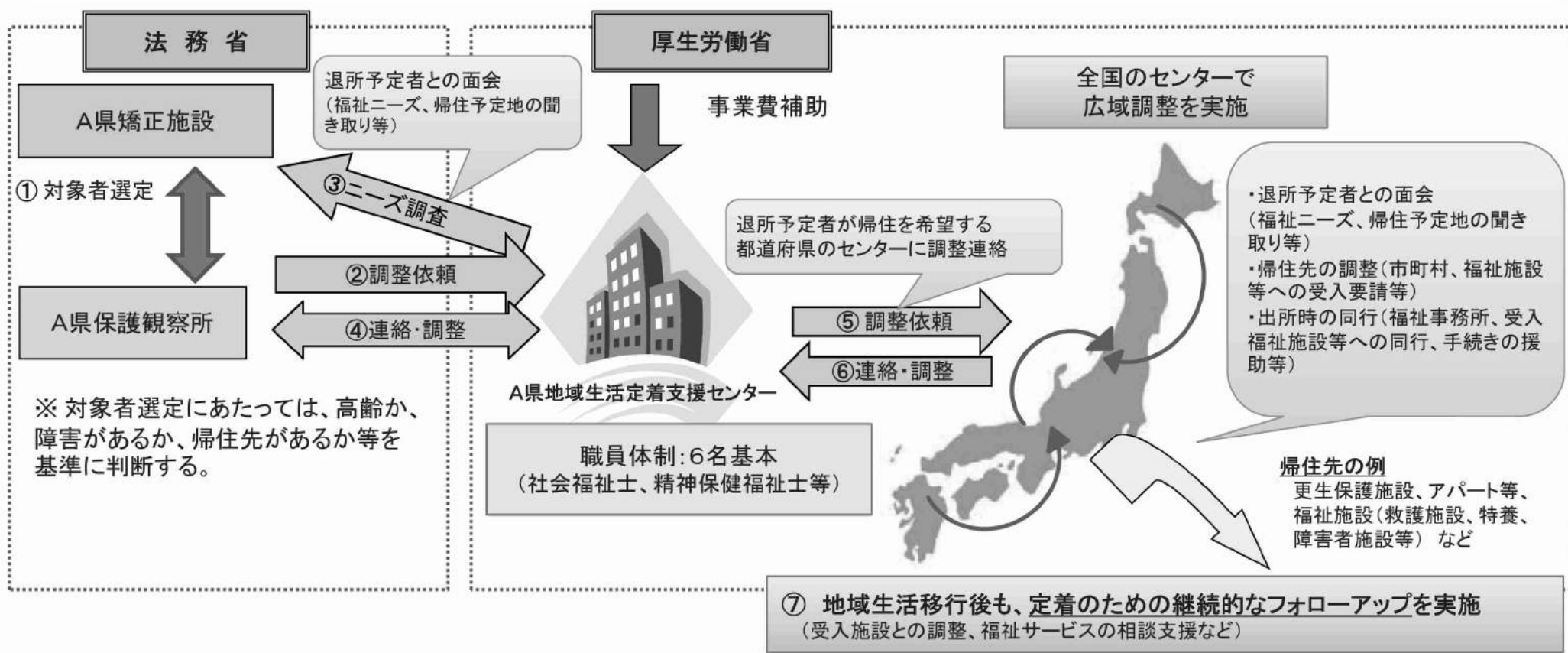
平成21年度 地域生活定着支援事業開始

平成24年度 地域生活定着促進事業へ改称

本事業は「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯をしない人」に、矯正施設収容中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された

# 2 地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。



## (参考) 地域生活定着促進事業の位置付け

長期間の身柄拘束により地域とのつながりを失った人に、  
既存の福祉的支援を広域調整  
(※保護観察所が行う「生活環境の調整」への協力)

		社会内 (～逮捕～判決)	矯正施設 (刑・保護処分執行)	社会内 (釈放後～)
支援 ニーズ あり	支援 同意 あり	※起訴猶予や執行猶 予等により釈放される 場合を含む		
	支援 同意 なし			

地域生活定着  
促進事業

既存の  
各種福祉的支援

本事業の意義・効果 →

主：支援ニーズがある人について、その真意に沿って福祉サービスを調整  
→本人・地域の混乱回避し、サービスを提供  
(+既存の福祉的支援へのバトンタッチ)  
従：結果として再犯防止に「寄与」

5

## 地域生活定着支援センターの設置の状況

- 原則各都道府県に1か所
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
- 定額補助 (= 補助率なし)  
職員経費のほか、活動費 (旅費、通信費、事務所経費等) を含む
- 職員数6人「基本」 → 地域の実情に応じて柔軟な対応可  
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置

- 平成23年度末に全都道府県に設置
- 平成30年4月現在  
委託 48ヶ所 → 社会福祉法人：33か所(社協 8か所)、  
社団法人：10か所  
NPO：5か所

6

### 3 地域生活定着支援センターの支援状況（平成29年度中に支援した者）

#### 1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成28年度の実績）

コーディネートを実施した者		1,426(1,374)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	751(695)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	537(561)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	138(118)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	101(83)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	361(294)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定を行った者	235(221)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	113(129)

#### 2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

#### 3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,153 (2,037)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	558(619)
	支援継続中の者	1,595(1,418)

相談支援を実施した者		1,369 (1,260)
【内訳】	支援が終了した者	685(626)
	支援継続中の者	684(634)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	555(580)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	177(188)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	95(99)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	81(95)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	50(55)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	13(26)

#### 【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

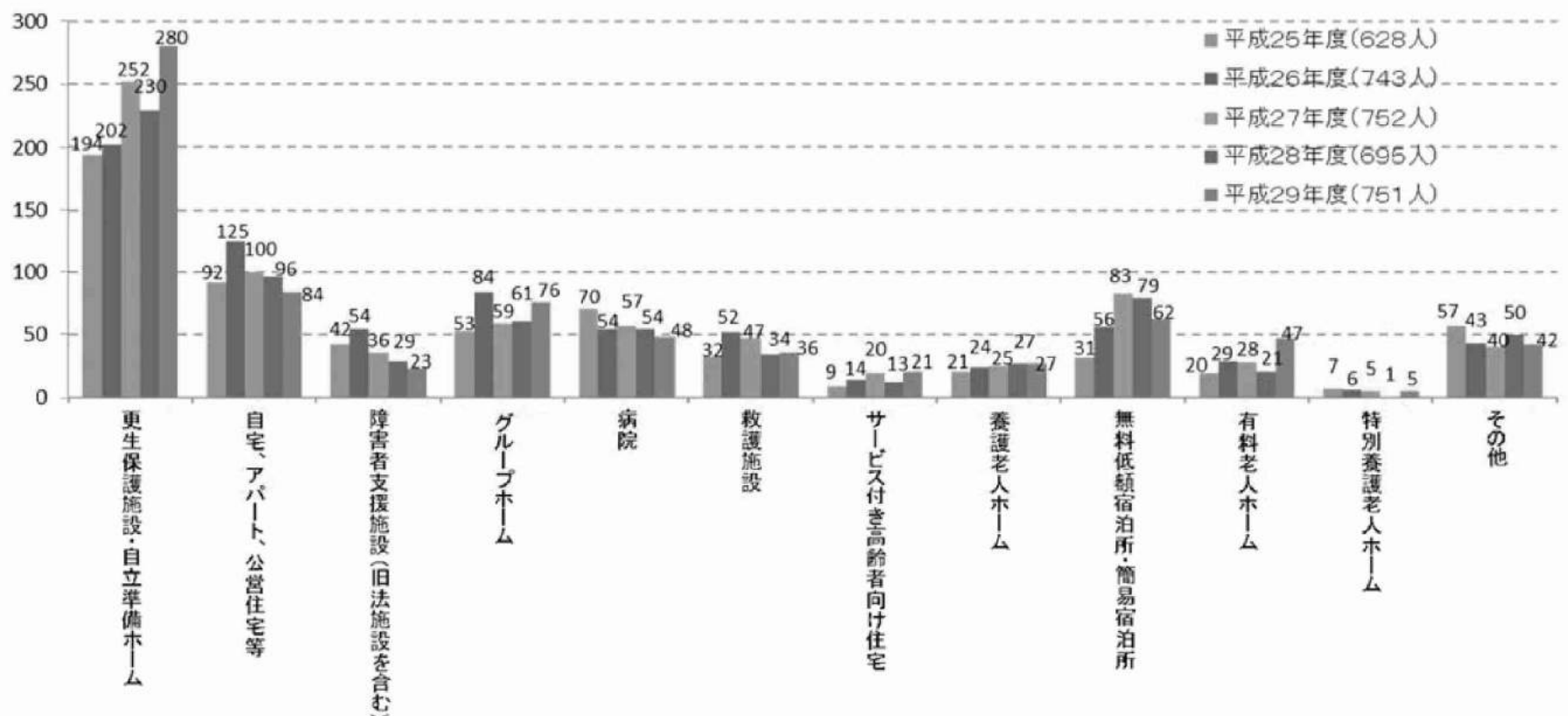
（単位：人）

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37(25)	34(47)	42(37)	1(2)	6(5)	7(6)	0(1)	248(221)	375(344)
65歳未満	22(19)	133(119)	109(114)	13(11)	16(9)	61(66)	4(4)	18(9)	376(351)
合計	59(44)	167(166)	151(151)	14(13)	22(14)	68(72)	4(5)	266(230)	751(695)

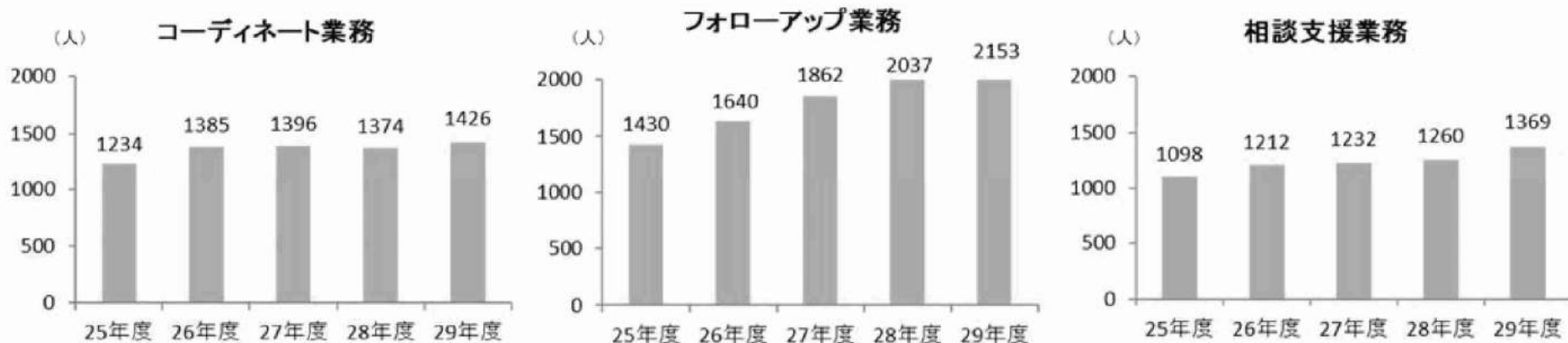
※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※カッコ内は平成28年度の実績である。

#### 【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

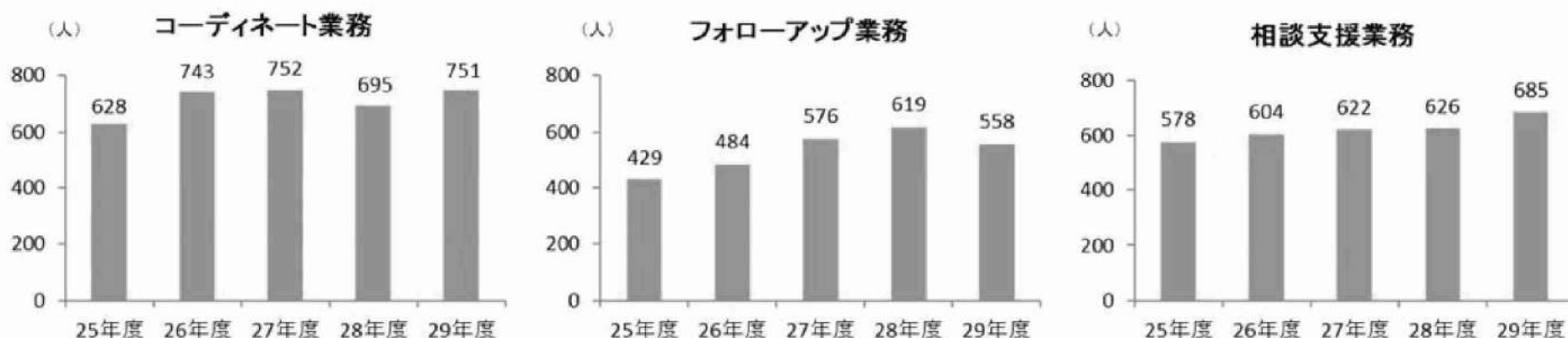
（単位：人）



1. 年度内支援実施件数



2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。（電話相談のみは除外）

## 4 地域生活定着促進事業の課題

株式会社インターリスク総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」（H29年度社会福祉推進事業）より  
<http://www.irric.co.jp/reason/research/>

### 1) 司法との連携における課題

- 地域生活定着支援センター依頼前の調査・調整が不十分
- 高齢・障がいのサービスの必要性が判然としない事案や、医療機関の調整のみの依頼をされることがある

矯正施設・保護観察所ができること → 事前の十分な調査・調整  
 釈放前のセンターにおける調整期間（最低でも6か月）の確保

センターができること → （必要に応じて）矯正施設・保護観察所との定期的な会議の開催や、候補者の選定段階からのかかわり

### 2) 地域福祉との連携における課題

- 援護の実施者がなかなか決まらない
- 福祉施設等への受入が何度も断られるなどしている
- 地域へのバトンタッチができず、フォローアップ業務が長期化している

福祉行政機関・福祉関係者ができること → センターと地域福祉の連携の好取組の共有（※1）  
 矯正施設出所者への支援に係る理解促進のための研修開催  
 相談支援機関（※2）における本来求められる機能に沿った支援

センターができること → 多様な研修・協議会の開催やアフターケアを通じた事業所や施設の開拓・確保  
 フォローアップ業務における計画的な支援（おおむね1年間の範囲内）とモニタリング  
 コーディネート業務の段階から相談支援事業者の関与や受入先の選定に配慮

※1 上記調査研究事業において、好取組集として取りまとめられている

※2 基幹相談支援センター・相談支援事業所・自立支援協議会、地域包括支援センター・地域ケア会議等

・・・福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

・・・地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないよう、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです・・・

## 5 地域生活定着促進事業をとりまく状況

### 5-1 政府における再犯防止推進計画の策定

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%

安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

平成29年12月、再犯防止推進計画が閣議決定

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

##### ○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

(② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (続き) )

○ 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

○ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

⑥ 地方公共団体との連携強化等のための取組

○ 地域のネットワークにおける取組の支援

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

5-2 「地域共生社会」の実現に向けて

(当面の改革工程) 【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年：

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化 ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆共生型サービスの創設 など ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：更なる制度見直し

2020年代初頭：全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)

(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

15

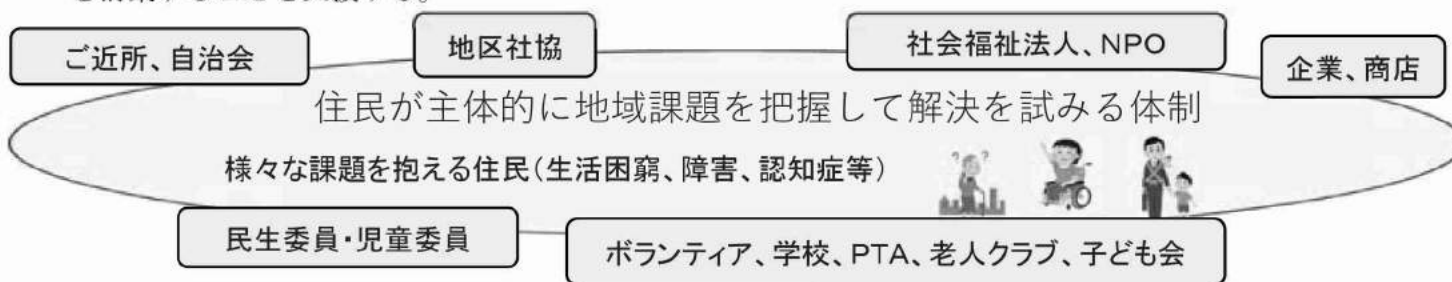
## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成30年度予算額 26億円

実施主体:市町村(150か所程度)都道府県可  
(前年度予算額20億円(100か所程度))

### (1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ



[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

\*下線部分は平成30年度新規

### (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員  
世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関のネットワーク化の推進  
相談支援包括化推進会議の開催等

雇用、就労関係

高齢関係

住まい関係

教育関係

保健関係

障害関係

自殺対策関係

司法関係

児童関係

家計支援関係

医療関係

総合的な相談支援体制作り

新たな社会資源の創出  
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画<P29~42>

2 都道府県地域福祉支援計画<P43~52>

(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29~33>

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2)計画策定の体制と過程(主な項目)

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

(1)都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43~47>

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同基金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2)支援計画の基本姿勢

(3)支援計画策定の体制と過程

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置) など 17

5-3 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)の概要

改正の趣旨

【平成30年6月8日交付】

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

(1)生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
  - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
  - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2)子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3)居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

(1)生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2)生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3)貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4)資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)

(1)児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)) 等

施行期日

平成30年10月1日(ただし、1.(2)(3)は平成31年4月1日、2.(1)は公布日、2.(2)①は平成33年1月1日、2.(3)は平成32年4月1日、3.は平成31年9月1日※等) ※平成31年11月支払いより適用



- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

## 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

○ 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

### 対象者

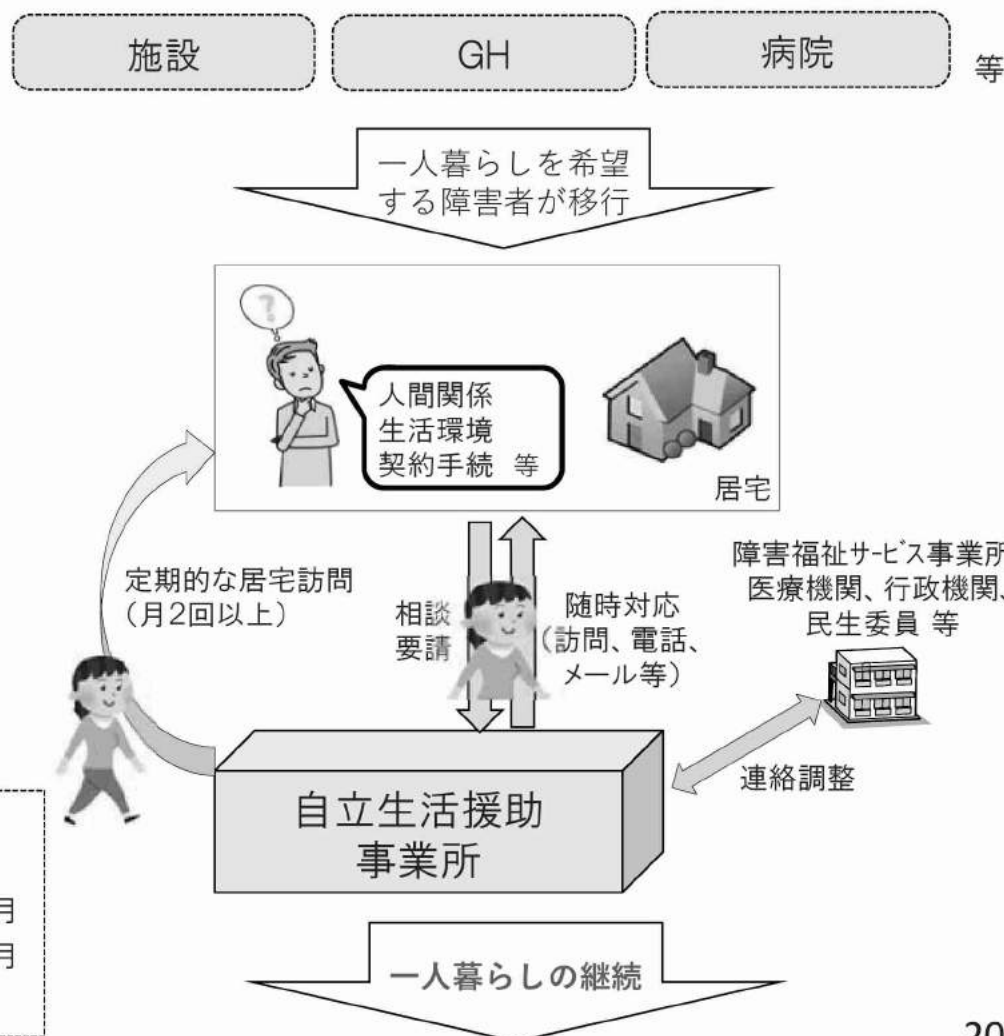
- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

### 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

### 基本報酬

- 自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※
- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
  - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



# 精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

## グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。



精神障害者地域移行特別加算 300単位/日  
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

## 自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費  
利用者数を地域生活支援員の  
人数で除した数が  
30未満 1,547単位/月  
30以上 1,083単位/月

## 地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える  
提供体制の構築



## 地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

## 医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

## 【行政報告②】

法務省援護局観察課 調査官 ちょうし調子 やすひろ康弘 氏



## 行政報告②

～保護観察所の役割と特別調整など～

---

全国地域生活定着支援センター協議会

関東・甲信越ブロック 平成30年度専門研修会

平成30年12月18日

法務省保護局観察課調査官 調子康弘

1



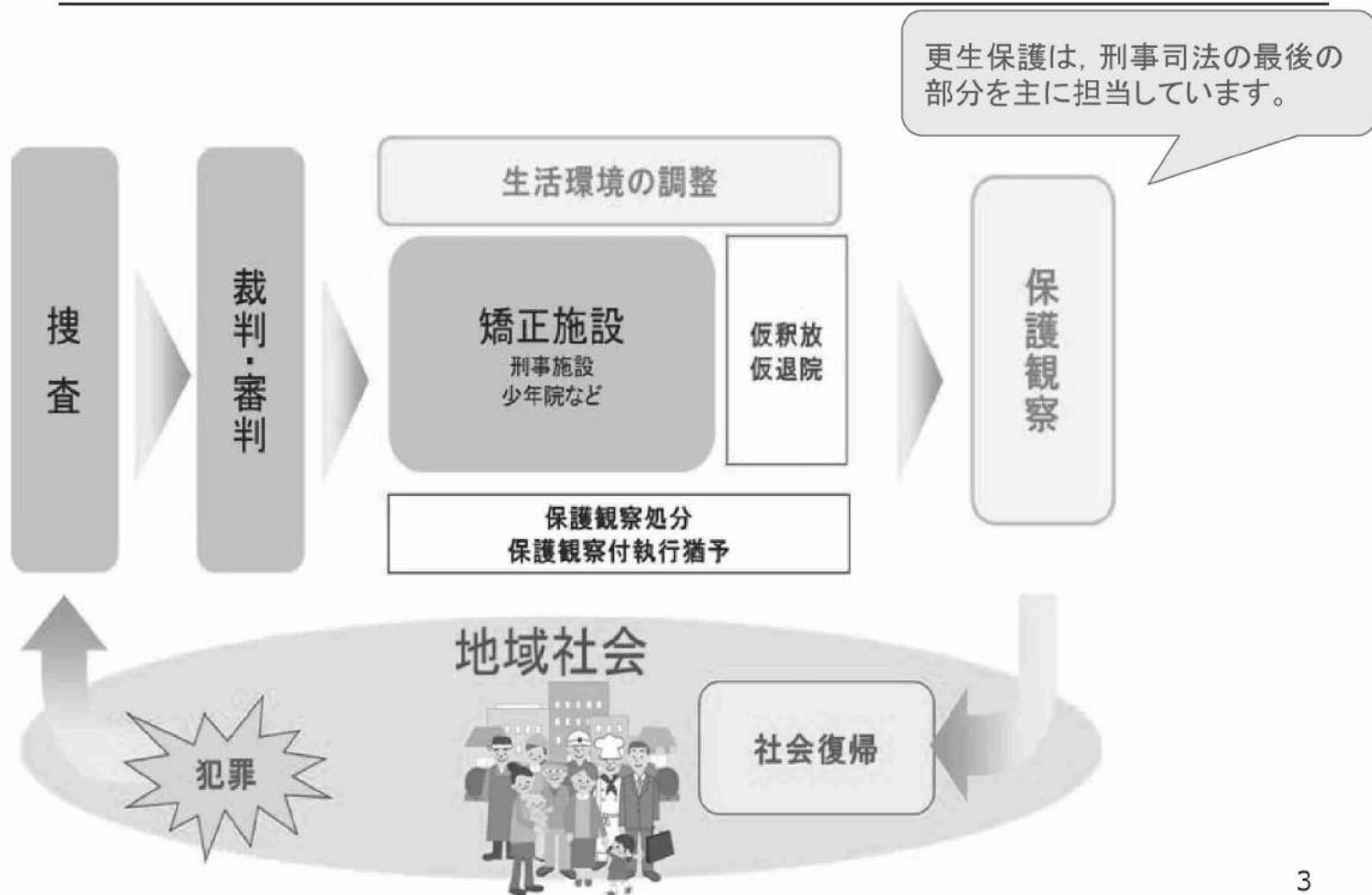
---

### 1 刑事司法の中での 保護観察所の役割

2

# 更生保護行政の刑事政策における位置付け

(更生保護行政・・・保護観察、生活環境の調整、仮釈放などを所管)



## 成人の刑事司法手続の流れ

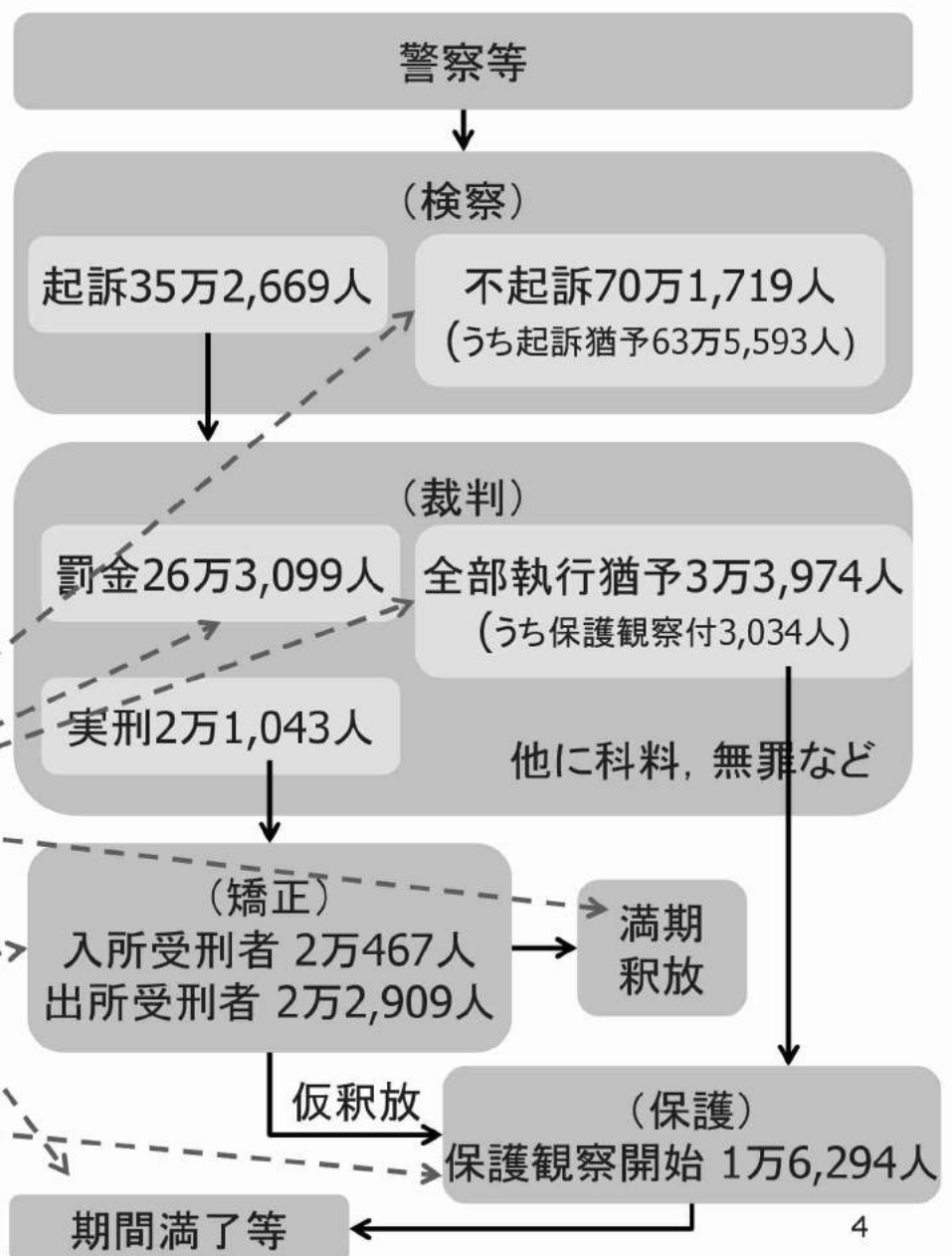
(数値はH29版犯罪白書から)

年間100万人以上の方が警察等に検挙されていますが、受刑に至る人は、2万人程度です。

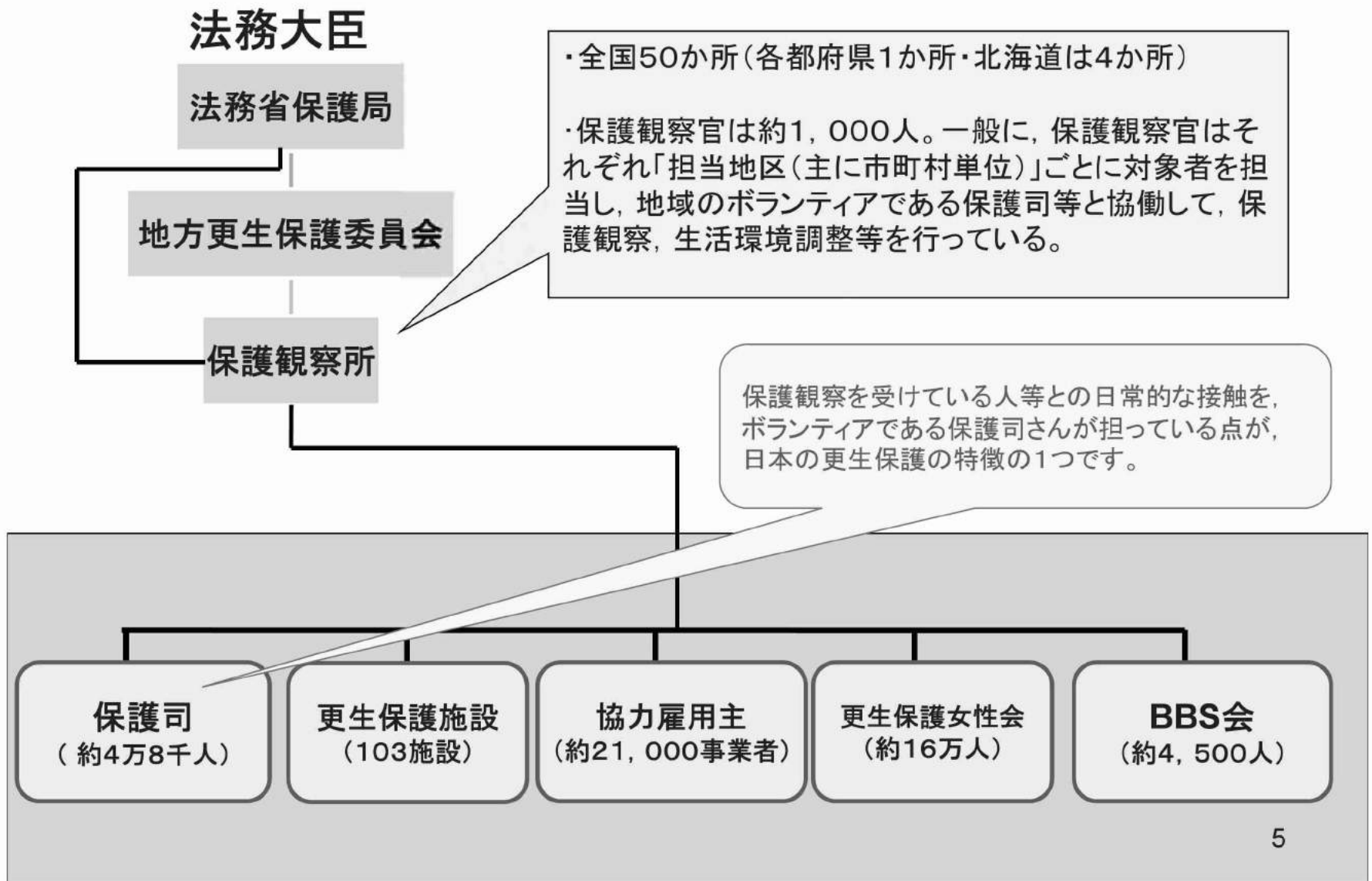
保護観察所は、

- ・起訴猶予者、満期釈放者等に対する更生緊急保護 (希望者のみ)
- ・受刑者等の生活環境調整
- ・保護観察

などを実施している。



## 保護観察所の組織・更生保護関係の団体



## 保護観察所の主な業務

業務のうち、主に「生活環境調整」と「更生緊急保護」が、特別調整と関連しています。

### ◆生活環境の調整

刑務所や少年院などに収容されている人が対象。その希望する帰住先について、保護司や保護観察官が赴き「出所後そこに住めるか」「就労、就学はどうするか」などの調査、調整を行う。

### ◆更生緊急保護

満期出所者、起訴猶予者等で緊急の支援が必要な人が対象。その申出に基づき、更生保護施設への委託などを行う。

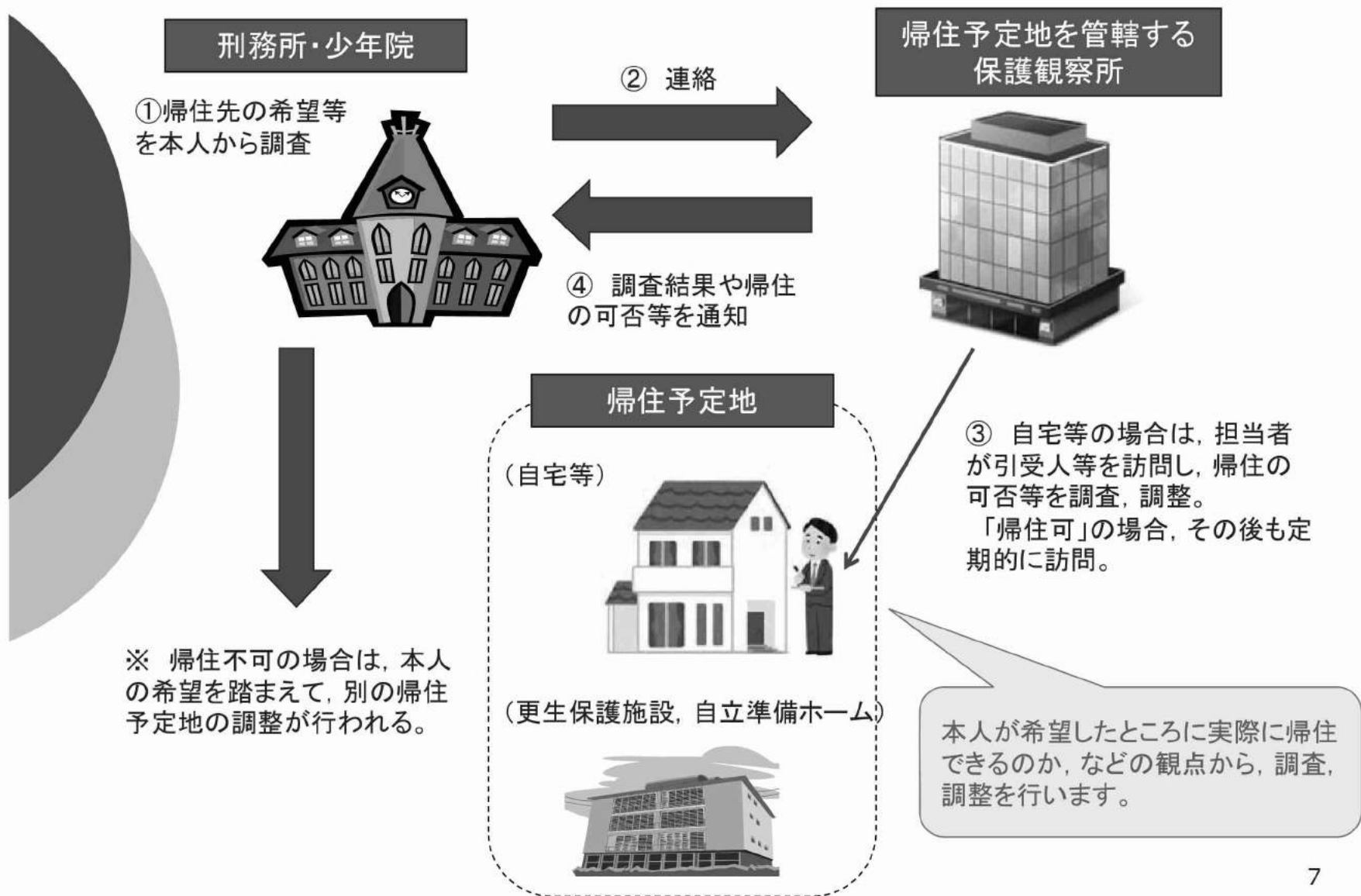
### ◆保護観察

仮釈放された人や、裁判所で保護観察付執行猶予を言い渡された人などが対象。成人も少年も含まれる。保護観察官や保護司が個別に担当となり、面接、家庭訪問等を実施。個別の事情に応じて、就労支援や各種プログラムなどを行う。保護観察対象者には期間中「遵守事項」を守る義務があり、違反すると仮釈放を取り消されるなどの場合がある。

### ◆その他

医療観察、犯罪被害者支援、犯罪予防活動(社明)、恩赦手続などを実施している。

# 一般的な生活環境の調整のイメージ



## 更生緊急保護とは

本人の希望を踏まえ、刑務所出所直後に金品を援助したり、更生保護施設に委託したりします。

趣旨

刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 起訴猶予者
- 罰金又は料金の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など (本人の申出が必要)

措置内容

- 宿泊場所の供与 (更生保護施設・自立準備ホーム等への宿泊保護委託)
- 金品の給貸与 (食事・衣料の給与等)
- 宿泊場所への帰住援助 (旅費給与) など (必要かつ相当な限度で)

期間

原則として身体の拘束を解かれて6月以内 (特に必要あれば6月延長可)

# 更生保護施設とは

特別調整の対象となる人が、刑務所出所時点では受入先が確定していない場合などに、一時的に更生保護施設で生活する場合があります。

## 役割

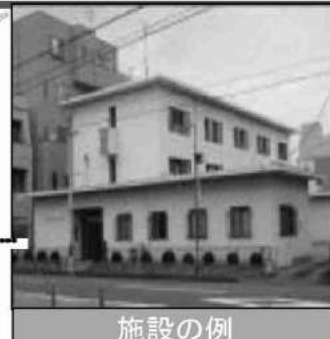
- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設(刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手)
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設
- ◆ SST(社会生活技能訓練)、酒害・薬害教育の実施など、社会適応力を高める処遇を実施
- ◆ 平成21年度から、指定された施設で高齢・障害者を受け入れるための取組を実施。
- ◆ 平成25年度から、指定された施設で薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施するための取組を実施。

## 保護の概況

- ◆ 施設数 103施設(H30. 4. 1現在)
- ◆ 定員 2,383人(H30. 4. 1現在)  
\* 全面改築による一時的な定員縮小あり



全県に1以上設置



施設の例

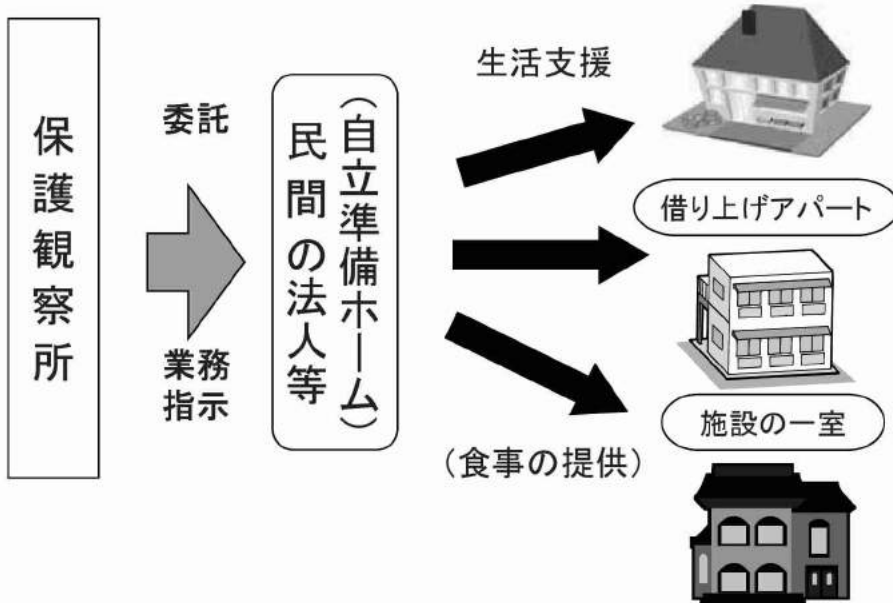
## 体制

- ◆ 経営主体
  - ・更生保護法人100施設、社会福祉法人1施設、NPO法人1施設、一般社団法人1施設
- ◆ 職員体制
  - ・常勤職員が4名程度(平成30年1月から、79施設につき、常勤職員1名増配置)

# 自立準備ホームとは

緊急的住居確保・自立支援対策(平成23年度～)

更生保護施設と同様に、特別調整の対象となる人が、刑務所出所時点で受入先が確定していない場合、一時的に生活することがあります。



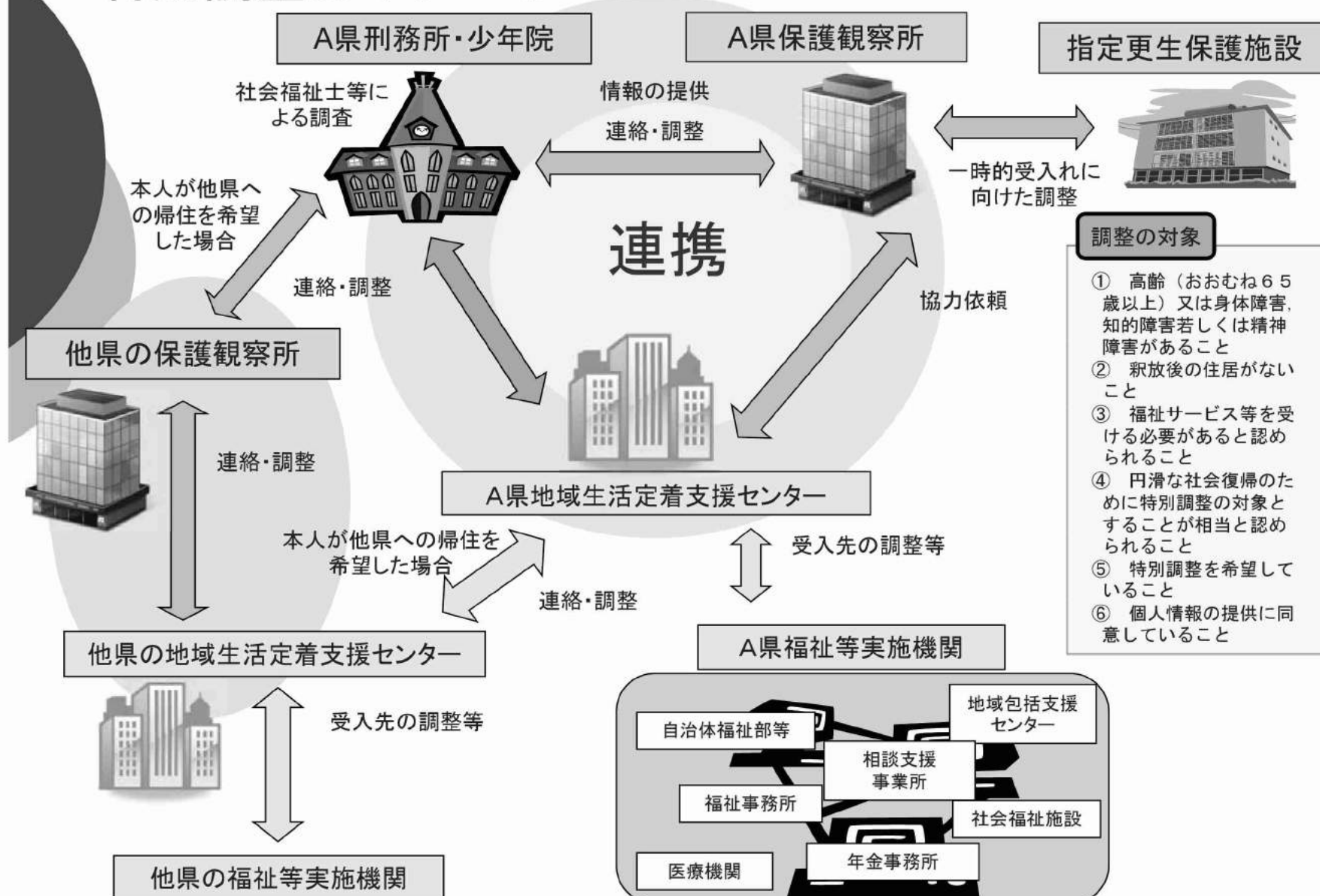
- ・ 更生保護施設以外の宿泊場所を確保している法人等が、「住居」と「生活支援」を一体的に提供
- ・ 毎日対象者と接触し、日常生活の支援や自立に向けた支援を実施
- ・ 「食事」の提供も可能

- ◆ 事業者
  - 路上生活者を支援するNPO法人、薬物依存症者リハビリテーション施設を運営するNPO法人等で、事業を確実に実施できると認められる事業者
  - 事業者数は395(H30.4.1)。委託実人員は1,547人(H29年度)。
- ◆ 委託
  - 保護観察所が、事業者に対し、宿泊場所の供与を委託。保護観察対象者又は更生緊急保護対象者のうち、適当な住居がなく委託が必要と認められる者が対象。

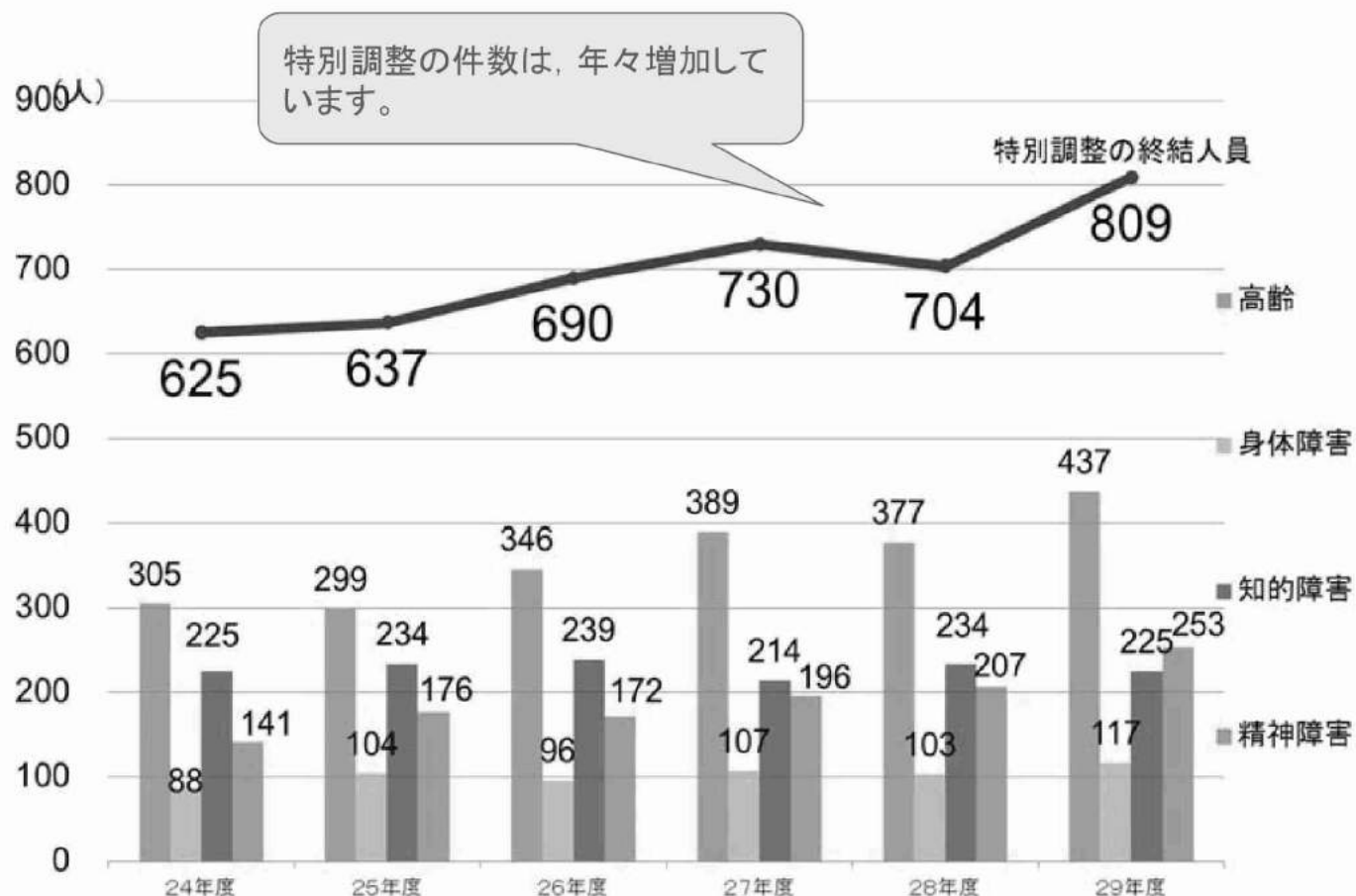


## 2 地域生活定着支援センターと保護観察所

### 特別調整のイメージ

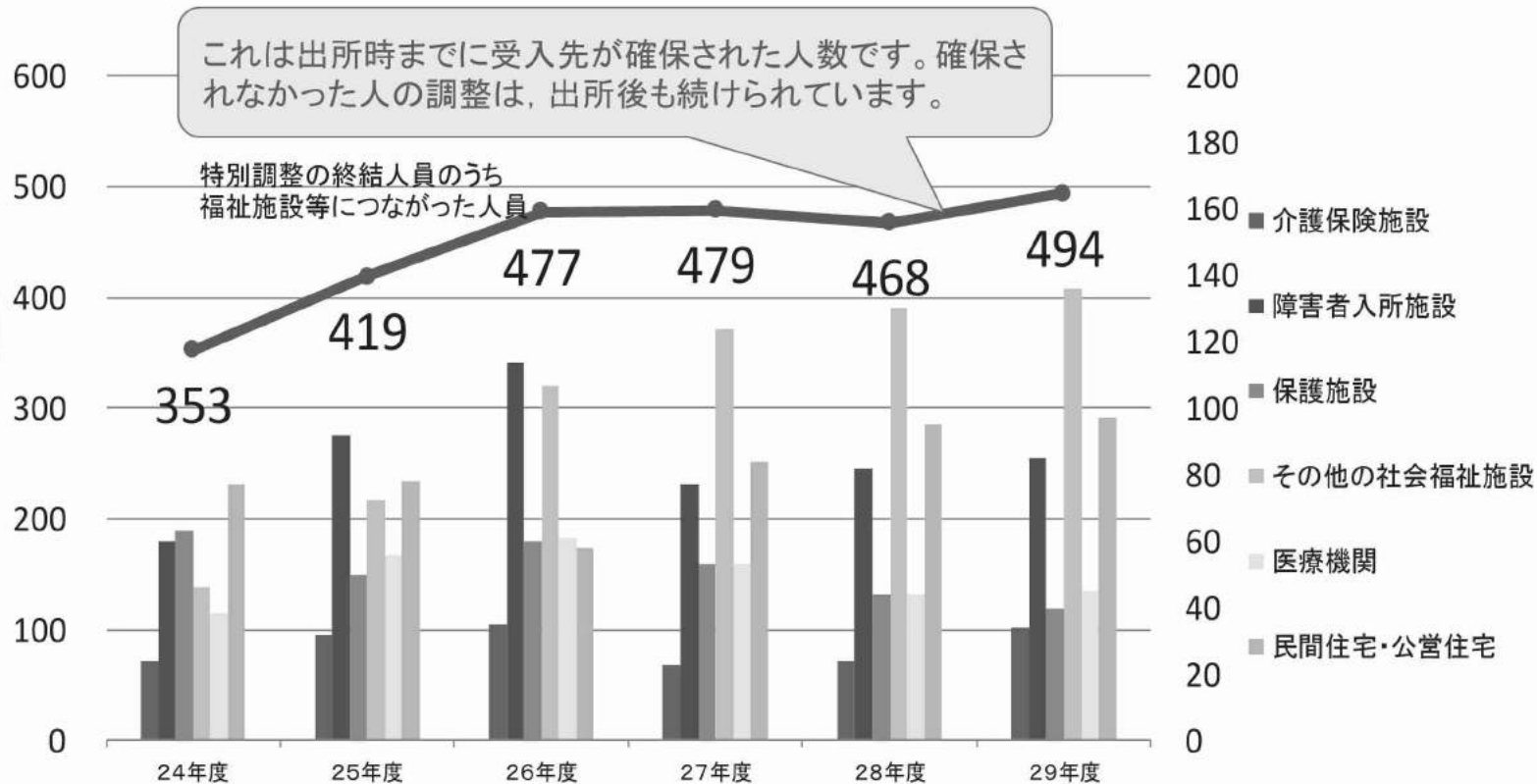


## 特別調整の人員の推移



- 注1 法務省保護局の資料による。  
 注2 「特別調整の終結人員」には、特別調整の希望の取下げ、死亡等によるものを含む。  
 注3 棒グラフは、障害等の別に内訳を計上したものである（重複があるため、合計数は総数に一致しない。）。

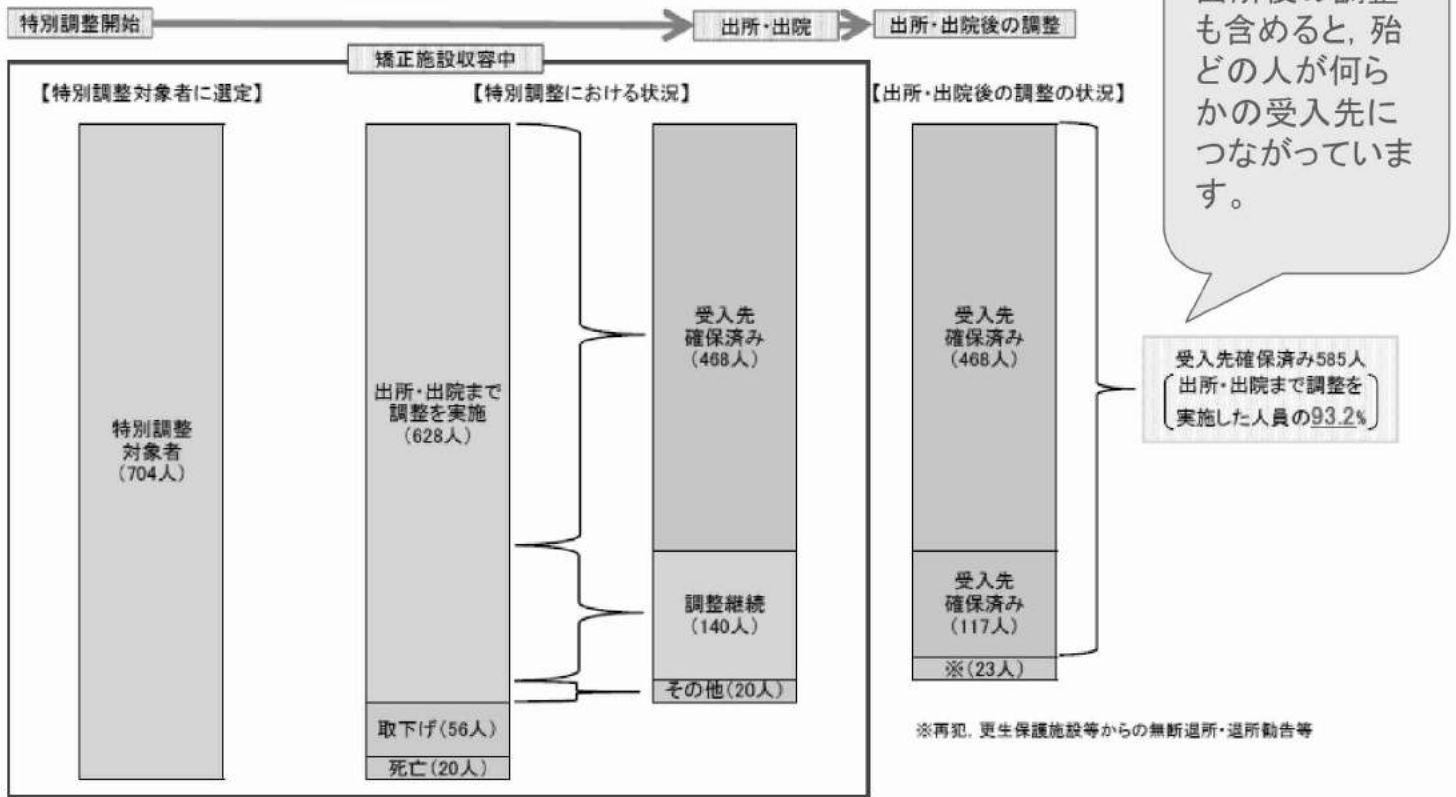
## 特別調整により出所時までに受入先が確保された人員の推移



- 注1 法務省保護局の資料による。  
 注2 棒グラフは、帰住先となった施設等の別に主な内訳を計上したものである（表示した施設等以外の帰住先も存在する。）。  
 注3 図中の「介護保険施設」は介護保険法に基づく介護老人福祉施設等を、「障害者入所施設」は障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等を、「保護施設」は生活保護法に基づく救護施設等をいう。

# 特別調整及び出所後の調整により福祉施設等につながった人員の推移

特別調整及び出所・出院後の調整の状況(平成28年度)



出所後の調整も含めると、殆どの方が何らかの受入先につながっています。

(注) 1 特別調整とは、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターが連携して、高齢又は障害のため自立が困難な矯正施設入所者に対し、釈放後直ちに福祉サービス等につなげ、円滑な社会復帰を図るための手続であり、出所・出院後も地域生活定着支援センターが引き続き受入先の調整を行っている。  
 2 上図は、平成28年度中に出所等した特別調整対象者(704人)の収容中及び出所・出院後別の調整の状況である(保護局調査による。)  
 3 「受入先確保済み」は、福祉施設等につながった人員である。  
 4 「調整継続」は、出所・出院後も引き続き調整がなされる人員である(調整中は更生保護施設等が一時的に受入れ)。  
 5 「その他」には、経歴等から調整が困難な者や、出所・出院直前に調整を辞退した者等が含まれる。

## 3 福祉的支援などをめぐる保護観察所の最近の動き

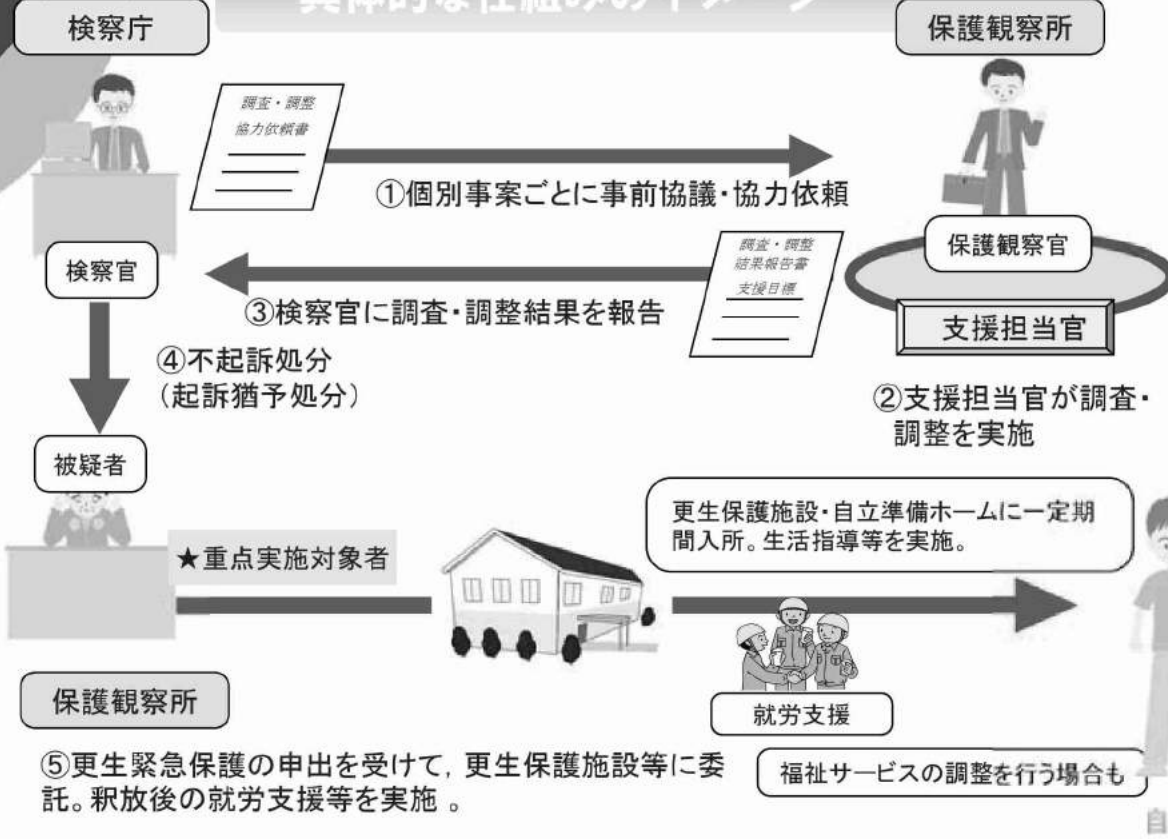
## 起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等

### 概要

検察庁と連携の上、重点的な社会復帰支援を必要とする者を処分前に保護観察所が見極め、その対象として選定された起訴猶予者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が、継続的かつ重点的に生活指導等を行った上で福祉サービスの調整、就労支援等の社会復帰支援を実施  
 <平成27年4月、全国50庁の保護観察所で試行開始>

- 再犯防止の観点から、刑事司法の入口段階における社会復帰支援を充実強化
- 特に支援の必要性が高い者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が継続的かつ重点的な更生緊急保護を実施
- 検察庁は、保護観察所が実施した調査・調整を踏まえることにより、従来以上に刑事政策の目的に配慮した処分が可能に

### 具体的な仕組みのイメージ



- 起訴猶予者のみが対象。
- 更生保護施設等に必ず委託。
- 全国で年間約450人(H29)を支援。
- 40代～60代の男性が主。
- ホームレスの人が多く。
- 就労支援を行い、住込み就労先やアパートに自立していく人が多い。

起訴猶予となって釈放された人を、更生保護施設等へ委託して支援する仕組みです。就労支援が中心となっています。

## 保護観察所における入口支援の新たな枠組み～更生緊急保護の活用～

### 内容

保護観察所が、本人からの更生緊急保護\*の申出に基づき、起訴猶予等となり釈放された人のうち、高齢・障害により福祉サービス等(例えば、福祉施設への入所、障害者手帳の発給等)を必要とする人や、薬物等への依存からの回復支援を必要とする人に対し、検察庁や地方公共団体等と連携し、それぞれに必要な支援を行う。

### 背景

再犯防止推進法第17条(犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、適切な福祉サービス等が提供されるよう、関係機関と保護観察所との連携の強化に必要な施策を講ずる)の要請などを踏まえ、平成30年4月から開始。

### 保護観察所における入口支援の例

保護観察所の継続的な関わりを含めた福祉的支援を、目指しています。

